

会則・細則の一部改正

定時総会において、会則・細則の一部を下記の通り変更することが承認されました。

(1) 会則の改定

条	改定前	改定後
第4条 (事務局)	「事務局の任期は2年間とする。」	「事務局長および事務局員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。」
第9条 (役員)	3項 「株式会社小松製作所」	「コマツ」
第19条 (運営資金)	2項 「年会費は毎年5月末日までに」	「年会費は毎年7月末日までに」

(2) 細則の改定

条	改定前	改定後
第1条 (入会金、年会費)	(注2) 「特別年会費設定期間は平成20年度より3年間とし、その後協議する。」	「特別年会費の額は、毎年協議して定める。」